市川第202600715－0324号
令和8年7月21日

写

市川市下水道事業審議会
会長　森田　弘昭　様

市川市長　田中　甲

下水道使用料の適正な水準及び今後の下水道使用料のあり方について（諮問）

市川市下水道審議会条例第2条の規定により、別紙を添えて下記のとおり、貴審議会の意見を求めます。

記

○　諮問事項
下水道使用料の適正な水準及び今後の下水道使用料のあり方について

【別紙】

理 由 書

本市の下水道事業は、昭和 40 年代に建設した施設の老朽化対策をはじめ、浸水対策、地震対策など、さまざまな課題に加え、下水道処理人口普及率が令和7年度末現在 81.2%と近隣市に比べ低く、今後も普及整備に多額の費用を要する状況にあります。

一方で財源面については、「雨水公費・汚水私費」の負担区分の原則に則り、汚水事業の経費については、下水道使用料を主な財源としていますが、少子高齢化の進展や節水機器普及等の影響で使用料収入が伸び悩んでいます。

令和5年度の下水道使用料改定後も、物価・金利の上昇等により、令和8年度からは再び資金収支の不足額を一般会計からの繰入金で補填する見込みとなっています。

本来、公的便益が認められる経費（分流式下水道等の経費の一部）は、一般会計からの繰入が認められますが、これは「下水道使用料が適正な水準にあること」が必要となります。

つきましては、公営企業の原則である「独立採算制」による健全な事業経営を堅持するため、本市における下水道使用料の適正な水準に対する考え方について検証のうえ、今後のあり方について市川市下水道事業審議会に意見を求めるものです。